

いばらき

【おしらせ版】

「人権擁護委員の日」について

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼び掛けています。

人権擁護委員は、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間の方で、地域の皆さんからの人権相談を受けたり、人権について関心を持ってもらえるような様々な啓発活動を行っています。現在、約1万4千名の人権擁護委員が全国の各市町村に配置されており、茨城町では4名の人権擁護委員が、人権相談や人権啓発活動を行っています。

【各種人権相談窓口】

- ①みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110
- ②こどもの人権110番 ☎ 0120-007-110
- ③インターネット人権相談（24時間受付） <https://www.jinken.go.jp/>
※①②相談時間：土・日・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分



インターネット人権相談

人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設します

町では人権擁護委員の日にちなみ、「特設人権相談所」を開設します。地元の人権擁護委員が、人権問題等でお困りの方々からの相談を受け付けます。

秘密は守られますので、一人で悩まずにご相談ください。

- ▶日時 6月3日(水)、11月16日(月)
いずれも午前10時～午後3時
(正午～午後1時を除く)
- ▶場所 茨城町役場 2階 第5会議室



【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112 (直通)

茨城町公式SNSで情報発信中!

▶町公式
LINE



▶町公式
X



▶町公式
Instagram

